

令和7年9月26日、日置市農業委員会会長奥和俊は、令和7年度9月総会を日置市役所東市来支所4階第4会議室に招集した。

〈 会議に付した議案 〉

議案第 38 号	農地法第3条許可申請書審議について	(15件)
議案第 39 号	農地法第4条許可申請書審議について	(2件)
議案第 40 号	農地法第5条許可申請書審議について	(5件)
議案第 41 号	非農地証明願出書審議について	(3件)
議案第 42 号	荒廃農地に係る非農地判断審議について	(1件)
議案第 43 号	農用地利用集積等促進計画案に伴う意見聴取審議について	(84件)

〈 出席委員 〉 (19人)

1 番 奥 和俊 (会長・議長)	2 番 地頭所 忠一	3 番 楠 真憲
4 番 重水 賢治	5 番 山口 義廣	6 番 久保 聖子
7 番 荒木 信之	8 番 銚之原 正美	9 番 黒葛 クルミ
10 番 上原 孝一	11 番 今屋 政市	12 番 池田 初男
13 番 満尾 修一	14 番 今村 龍太郎	15 番 宮脇 誠
16 番 梅本 昭広	17 番 西園 賢一郎	18 番 横山 義晴
19 番 中玉利 一朗		

〈 欠席委員 〉 (0人)

〈 出席推進委員 〉 (13人)

20 番 佐藤 洋三	21 番 松崎 秀樹	22 番 下池 健悟	23 番 川畑 直樹
	25 番 南田 達宏	26 番 榎園 博文	27 番 池田 直人
28 番 樋元 和則	29 番 濱崎 浩一	30 番 田中 博視	31 番 有馬 孝一
32 番 鶴田 浩志		34 番 永野 彰一	

〈 欠席推進委員 〉 (2人)

24 番 有村 昭郎 、 33 番 田中 宏和

〈 事務局等出席者 〉

農業委員会事務局

事務局長	有島 春己	次長兼農業振興係長	小園 和仁
農地調整係長	福留 明博	農業振興係	岩下 茜
農地調整係	石塚 健一		

(開会 9時00分)

- 会長 ただいまから、令和7年度9月定例総会を開会します。
 本日の出席委員は19名中19名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数を満して
 おりますので、総会は成立しております。
 また、農地利用最適化推進委員が13名出席しております。
 なお、(有村昭郎委員、田中宏和委員) から欠席届が提出されています。
 それでは、総会議事日程に従いまして、進行させていただきます。
- 会長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。日置市農業委員会総会会議規則第13条の規定により、
議事録署名委員として、2番「地頭所忠一」委員と3番「楠真憲」委員を指名させていただきます。
- 会長 次に、日程第2、議案第38号「農地法第3条許可申請書審議」を議題とします。
事務局の説明を求めます。
- 事務局 2頁から5頁までの15件です。
番号1の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は 2,421㎡、作物は野菜です。
番号2の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は 4,379㎡、作物は水稻です。
番号3の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は 5,878㎡、作物は水稻です。
番号4の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は 3,037㎡、作物はソリダゴです。
番号5の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は 6,567㎡、作物は水稻です。
番号6の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は 1,482㎡、作物は野菜です。
番号7の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は 384㎡、作物は果樹です。
番号8の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は 53,105㎡、作物は水稻です。
番号9の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は 37,416㎡、作物は水稻です。
番号10の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は38,240㎡、作物は水稻です。
番号11の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は 2,889㎡、作物は果樹です。
番号12の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は 1,080㎡、作物は野菜です。
番号13の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は 2,440㎡、作物は果樹です。
番号14の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は 8,118㎡、作物は水稻です。
番号15の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は 1,260.48㎡、作物は果樹です。
以上、計15件、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。
説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。
- 会長 現地調査員の報告をお願いします。
- 3番 議案第38号の番号1について報告いたします。令和7年9月22日、私と副の地頭所委員は、申請人
の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は、耕作中の農地です。
農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。
権利を取得する人の種別は、自然人です。
農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。
周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。
総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。
- 4番 議案第38号の番号2について報告いたします。
令和7年9月20日、私と副の奥会長は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は、草刈り等で耕作できる農地です。
農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。
権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。
周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。
総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

5番 議案第38号の番号3について報告いたします。

令和7年9月21日、私と副の中玉利委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

6番 議案第38号の番号4について報告いたします。

令和7年9月22日、私と副の西園委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

7番 議案第38号の番号5について報告いたします。

令和7年9月22日、私と副の池田直人委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

7番 議案第38号の番号6について報告いたします。

令和7年9月22日、私と副の池田直人委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、草刈り等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

7番 議案第38号の番号7について報告いたします。

令和7年9月22日、私と副の池田直人委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、草刈り等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。
周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。
総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

10番

議案第38号の番号8について報告いたします。

令和7年9月22日、私と副の樋元委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

10番

議案第38号の番号9について報告いたします。

令和7年9月22日、私と副の樋元委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

10番

議案第38号の番号10について報告いたします。

令和7年9月22日、私と副の樋元委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

10番

議案第38号の番号11について報告いたします。

令和7年9月22日、私と副の樋元委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

12番

議案第38号の番号12について報告いたします。

令和7年9月20日、私と副の銚之原委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、草刈り等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。
周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。
総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

15番

議案第38号の番号13について報告いたします。

令和7年9月20日、私と副の満尾委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は、草刈り等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

18番

議案第38号の番号14について報告いたします。

令和7年9月20日、私と副の山口委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

19番

議案第38号の番号15について報告いたします。

令和7年9月23日、私と副の梅本委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、草刈り等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長

はい、ありがとうございました。議案第38号のすべての案件について、許可相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

議場

〔質問・意見等なし〕

会長

質疑等ございませんので、議案第38号のすべての案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場

〔賛成多数〕

会長

賛成多数です。議案第38号のすべての案件について、許可することに決定しました。

会長

次に、日程第3、議案第39号「農地法第4条許可申請書審議」を議題とします。

会長

事務局の説明を求めます。

事務局

資料の23頁をご覧ください。2件です。

番号1の転用目的は、倉庫、駐車場、ドッグランです。

なお、すでに転用済みのため、始末書を添付しての申請です。

番号2の転用目的は、通路です。

なお、すでに転用済みのため、始末書を添付しての申請です。

以上2件、農地法第4条第6項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

3番 議案第39号の番号1について、報告いたします。

令和7年9月22日、私と副の地頭所委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は非農地相当です。

農地の区分については、住宅若しくは事業に供する施設が連たんしている区域内にある農地であるので、第3種農地の市街地内農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第4条第6項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみましました。報告を終わります。

4番 議案第39号の番号2について報告いたします。

令和7年9月20日、私と副の池田委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は非農地相当です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.2haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地「その他の農地」と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第4条第6項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみましました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。

議案第39号のすべての案件について、許可相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第39号のすべての案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第39号のすべての案件について、許可することに決定しました。

会長 次に、日程第4、議案第40号「農地法第5条許可申請書審議」を議題とします。

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 資料の27頁をご覧ください。5件です。

番号1の転用目的は、駐車場、権利種別は所有権移転です。

なお、すでに転用済みのため、始末書を添付しての申請です。

番号2の転用目的は、一般住宅、権利種別は所有権移転です。

なお、一部、事前着手しているため、始末書を添付しての申請です。

番号3の転用目的は、一般住宅、権利種別は使用貸借権設定です。期間は永久です。

番号4の転用目的は、事務所、倉庫、駐車場、通路、たい肥舎、権利種別は所有権移転です。

なお、すでに転用済みのため、始末書を添付しての申請です。

番号5の転用目的は、庭、権利種別は所有権移転です。

なお、すでに転用済みのため、始末書を添付しての申請です。

以上、5件、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

4番 議案第40号の番号1について、報告いたします。

令和7年9月20日、私と正の奥委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は非農地相当です。

農地の区分については、10ヘクタール以上の農地の広がりのある、第1種農地ですが、申請地の隣接地から集落が広がっていることから、不許可の例外である「集落接続施設」に該当します。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみましました。報告を終わります。

4番 議案第40号の番号2について報告いたします。

令和7年9月20日、私と副の池田委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は非農地相当です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.1haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地「その他の農地」と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみましました。報告を終わります。

5番 議案第40号の番号3について報告いたします。

令和7年9月22日、私と副の中玉利委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は草刈り等で耕作できる農地です。

農地の区分については、都市計画法第8条第1項第1号に規定する、用途地域が定められている区域内にある農地であるので、第3種農地の都市計画用途地域内農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみましました。報告を終わります。

10番 議案第40号の番号4について報告いたします。

令和7年9月22日、私と副の宮脇委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は非農地相当です。

農地の区分については、農用地 区域の農業用施設 用地に指定されていることから農用地 区域内農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

17番

議案第40号の番号5について報告いたします。

令和7年9月22日、私と副の今村委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は非農地相当です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.2haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地「その他の農地」と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長

はい、ありがとうございました。

議案第40号のすべての案件について、許可相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

議場

〔質問・意見等なし〕

会長

質疑等ございませんので、議案第40号のすべての案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場

〔賛成多数〕

会長

賛成多数です。議案第40号のすべての案件について、許可することに決定しました。

会長

次に、日程第5、議案第41号「非農地証明願出書審議」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局

資料の34頁をご覧ください。3件です。

非農地に至った理由及び現在の状況について説明します。

番号1から番号3について、すべて20年以上経過した宅地です。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長

現地調査員の報告をお願いします。

4番

議案第41号の番号1について報告いたします。

令和7年9月20日、私と正の奥委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は非農地です。

認定基準の該当項目は2号宅地で、農地として利用できない土地です。

総論としまして、日置市非農地証明書交付要綱第3条第2号に該当しているので、非農地として証明することが相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

7番

議案第41号の番号2について報告いたします。

令和7年9月22日、私と副の梅本委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は非農地です。

認定基準の該当項目は2号宅地で、農地として利用できない土地です。

総論としまして、日置市非農地証明書交付要綱第3条第2号に該当しているので、非農地として証明することが相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

12番 議案第41号の番号3について報告いたします。

令和7年9月20日、私と副の鉾之原委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は非農地です。

認定基準の該当項目は2号宅地で、農地として利用できない土地です。

総論としまして、日置市非農地証明書交付要綱第3条第2号に該当しているので、非農地として証明することが相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。議案第41号のすべての案件について、非農地として証明することが相当であると報告をいただきました。

会長 何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第41号のすべての案件について、非農地として証明することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第41号のすべての案件について、非農地として証明することに決定しました。

会長 次に、日程第6、議案第42号「荒廃農地に係る非農地判断審議」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 資料の39頁をご覧ください。議案第42号「荒廃農地に係る非農地判断審議」についてであります。申請分となります。

番号1 伊集院町下神殿 登記地目は畑、登記面積は851㎡です。

現地については、事務局で調査し、現況地目は、「原野」と判断しました。

以上、畑1筆、面積851㎡です。

農地法第2条第1項の農地に該当しないものとして判断することについて、ご審議よろしく申し上げます。

会長 はい、ありがとうございました。ただいまの説明について、何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第42号の案件について、非農地として判断することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数ですので、議案第42号の案件について、非農地として判断することに決定しました。

会長 次に、日程第7、議案第43号「農用地利用集積等促進計画案に伴う意見聴取審議」を議題とします。

それでは、議事参与制限の案件を先に審議します。久保聖子委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

6番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 42頁の番号4及び番号5です。貸借です。

この案件につきましては、借人が久保委員と2親等以内の親族であるため、議事への参与を制限いたします。

面積について、畑が840㎡、計840㎡、利用権設定数は2筆です。

本案の農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

会長 何かご質問等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第43号の久保聖子委員が関係する農地中間管理事業の番号4及び番号5の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第43号の久保聖子委員が関係する農地中間管理事業の番号4及び番号5の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

久保委員に着席の連絡をしてください。

6番 [着席]

会長 次に、横山義晴委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

18番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 45頁の番号31です。貸借です。

この案件につきましては、横山委員が法人の役員を務める関係上、議事への参与を制限いたします。面積について、畑が1,708㎡、計1,708㎡、利用権設定数は1筆です。

本案の農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 何かご質問等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第43号の横山義晴委員が関係する農地中間管理事業の番号31の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第43号の横山義晴委員が関係する農地中間管理事業の番号31の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

横山委員に着席の連絡をしてください。

18番 [着席]

会長 次に、議案第43号の議事参与制限以外の案件を審議します。

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 資料の42項から49頁です。貸借面積について、田が18,929㎡、畑が42,921㎡、計61,850㎡、利用権設定数は81筆です。

本案の農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 何かご質問等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第43号の議事参与制限以外のすべての案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第43号の議事参与制限以外のすべての案件は、計画案どおりに決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

会長 以上で、本日の審議は終了しました。

令和7年度9月総会を閉会します。

この議事録が真正なものと認め、ここに署名する。

会 長 奥 和 俊

2 番 地頭所 忠一

3 番 楠 真憲

